

厚生労働省発障0523第1号  
令和元年5月23日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
特別区区長

厚生労働事務次官  
(公印省略)

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」の一部改正について

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)に基づき、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」(平成7年6月16日厚生事務次官通知)を別添のとおり改正し、令和元年6月1日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、管内市町村等に対する周知につき配慮されたい。

なお、本通知の改正は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第31条の規定による入院の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第59条の4の規定による入院の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の規定による入院の自己負担額の、令和元年6月の算定分から適用することとし、令和元年5月以前の算定分については、なお従前の例による。

また、本通知の改正の際現に入院している者であって、本通知の改正後の認定基準に基づき認定を行った結果、新たに費用徴収されることとなる者又は自己負担することとなる者については、改正前の認定基準に基づき認定を行うこと。